

メガFTA時代の国際商取引

—TPP協定¹を通じて21世紀の貿易ルールを考える—

齋藤 憲道

同志社大学法学部 企業法務教育スーパーバイザー

I はじめに

2015年11月8日(日)に開催された全国大会シンポジウム²で、「TPPの商取引への影響」をめぐる(1)TPPの概要～国際商取引の観点から～³、(2)ICT関連ビジネス等の発展と通商ルールの現代化に係る諸問題⁴、(3)知的財産に係る諸問題－医薬品産業を中心として⁵、(4)TPP等のサプライチェーン・投資等立地条件に及ぼす影響⁶、の4件が報告された。TPP協定(以下、「協定」という)には高い水準の規律が多く規定されており、21世紀のFTAのモデルと言われる。本稿では協定の位置づけと内容を概観し、会員の今後の国際商取引研究の参考に供したい。

なお、本稿のTPPに関する情報は主として内閣官房TPP政府対策本部から公表された11月5日「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の全章概要」(以下、「全章概要」という)及び同月25日「総合的なTPP関連政策大綱」(以下、「政策大綱」という)によるものである。

II TPPの位置づけと趣旨

1 TPP交渉の経緯

2006年にシンガポール・ニュージーランド・チリ・ブルネイの4か国で、関税及び非関税障壁の撤廃を目的とする自由貿易協定(通称、P4協定)が発効した。シンガポールは即時、ニュージーランドは2015年、チリは2017年、ブルネイは2015年に関税を全廃する内容である。これに関連して米国は、2006年にブッシュ政権がAPEC規模のFTA構想を提唱し、2009年11月のAPECサミットの時期にオバマ政権がTPP交渉参加を表明したのを受けて、2010年3月から米国・オーストラリア・ペルー・ベトナムが加わり、8か国で政府間交渉が開始された。これに同年マレーシアが参加し、2011年11月APEC会合において「大まかな輪郭 broad outlines」合意が発表された。2012年にはメキシコ・カナダ、2013年に日本が交渉に参加⁷し、自由・民主主義・基本的人権・法の支配という普遍的価値を共有する環太平洋の12か国がそれぞれの国益を主張しつつ、開

¹ Trans-Pacific Partnership (Agreement) = 環太平洋パートナーシップ(協定)

² 東京都千代田区の日本大学法学部10号館で開催され、筆者が座長を務めた。

³ 菅原淳一(みずほ総合研究所株式会社政策調査部上席主任研究員)

⁴ 大澤浩(一般社団法人情報サービス産業協会パブリック・ポリシー委員会委員 通商政策担当)

⁵ 秋元浩(知的財産戦略ネットワーク株式会社代表取締役社長)

⁶ 梅島修(ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 外国法事務弁護士)

⁷ 日本は2013年7月の第18回交渉の途中から交渉会合に参加し、「TPPの目指す高いレベルの自由化は、サービス・投資の自由化やルールづくりも含め交渉分野全体で評価し、各国の抱えるセンシビリティに十分配慮」すべきと主張した。

放的な枠組みの構築に向けて集中的な交渉を重ね、2015年10月5日（現地時間）に米国アトランタで行われた TPP閣僚会合において大筋合意に至った。

TPP交渉はモノの関税の撤廃・削減だけでなく、新しい貿易・投資ルールを構築し、ヒト・モノ・資本・情報の全てが自由に行き交う世界経済の40%近くの大経済圏の構築を目指すものであり、TPP閣僚声明は「TPPが、経済成長を促進し、高賃金の雇用を維持し、イノベーション、生産性及び競争力を向上させ、生活水準を高め、各国の貧困を減らし、透明性、良質なガバナンス並びに強力な労働及び環境の保護を促進することを期待している⁸」と表明している。

大筋合意以降、東アジアの諸国がTPP 参加に関心がある旨を表明した。TPPが発効すれば、高レベルのTPPルールが世界標準になる可能性がある。

2 TPP協定の2大要素

協定は30章の広範な規律からなる国際協定であり、「市場アクセス」に関してモノ・サービス・投資の流入の規制を極力縮減したこと、及び、「サプライチェーンのTPP対応の仕組み」の整備を義務づけたことが2大要素⁹である。

第1の「市場アクセス」について、日本政府は国内に向けて次のように説明している。

- ① モノ 日本への輸入についてみると、重要5品目¹⁰の中の多くの品目は関税撤

廃しない。コメは国家貿易制度を維持しつつ、合計78,400トンの国別枠を設置し枠外税率を維持する。牛肉は16年目に9%まで関税削減するが輸入急増に対するセーフガード措置を確保する。一方、日本から他の11か国に対する輸出についてみると、工業製品¹¹全体の99.9%の品目の関税が撤廃され、農林水産物・食糧の関税は撤廃される。TPPで日本の食の安全・安心は損なわれず、日本の公的医療保険制度の変更を求める規定もない。

- ② サービス・投資 高い水準の自由化を達成する。他の締約国の外資規制や出店規制が緩和され、インフラ市場を始めとする政府調達市場も開放される。

第2の「サプライチェーンのTPP対応の仕組み」については、素材・部品・組立完成品のサプライチェーンの稼動を支える情報通信技術や輸送ネットワークがTPP域内で拡大することに対応する原産地証明・通関・検疫等の国境取引実務の簡素化・円滑化等の仕組み、及び、電子商取引・知的財産保護・市場競争規制等の制度の予見可能性の向上等の必要性の増大に対応するためのさまざまな仕組みが規定された。

3 近年の国際通商の枠組み

日本は、第二次世界大戦後から、GATT及びその後のWTOによる関税撤廃等の自由貿易交渉を中心に対外政府間交渉を進めてきた。海外を見ると、1993年にEUが誕生し¹²、

⁸ 2015年10月5日（現地時間）米国アトランタ・リッツカールトンホテルで行われたTPP閣僚声明。

⁹ TPP閣僚声明の直後に行われた甘利大臣による記者会見、及び、内閣官房TPP政府対策本部公表等をもとにして筆者が作成した。

¹⁰ 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物。

¹¹ 自動車、自動車部品、家電、産業用機械、化学等。

¹² 1991年にマーストリヒト条約合意、93年に発効。

1994年に米国・カナダ・メキシコによる北米自由貿易協定 (NAFTA) が発効した。2015年には東南アジアで「ASEAN共同体」が発足し「ASEAN経済共同体 (AEC)」が設立されて、2018年までに域内関税を原則撤廃することを目指している。欧州・北米・東南アジアにおいてメガFTAが形成されている。

GATTウルグアイ・ラウンド交渉の結果1995年に設立されたWTOは、全ての加盟国に同等の条件を与える「最恵国待遇」と、輸入品を国産品と同様に扱う「内国民待遇」を2大原則として、それまでGATTが主に対象にしてきた鉱工業品、アンチ・ダンピング、補助金に、農業、サービス、知的財産権、紛争処理システムの分野を追加し、2001年からのドーハ・ラウンドでは更に貿易円滑化と環境の分野を追加して、現在に至っている。

1947年のGATT設立調印時は23か国であったが、2016年1月時点のWTOには162の国・地域が加盟している。加盟国数が増え、対象分野が拡大する中で、WTOが従前どおりコンセンサス (全員一致)、シングル・アンダーテイキング (包括受諾)、多数イッシュューを原則として合意形成するのは困難で、2015年12月の第10回世界貿易機関 (WTO) 閣僚会議では、従来通りの枠組みでの継続を図る途上国 (多数) と、ドーハ・ラウンド交渉に代わる新アプローチを指向する先進国 (少数) の立場の乖離が大きく、今後

のWTO交渉の展開は見通しが立たない状況である。近年、新たな通商ルールはFTA (メガFTAを含む) によって形成されている。

4 WTOが果たす役割と、FTA・メガFTAの役割

WTOの機能は、新ルール作りの面では機能不全に陥っているが、既存ルールの遵守状況の監視¹³及び紛争解決¹⁴の面では一定の機能を果たしている。今後は、2国間のFTA及び多国間のメガFTAとの共存を前提として、WTOが、全てのFTAに共通する事項の調和を図り、又は、どのFTAも取り上げていない事項についてグローバル制度を作る、という役割を担うことが考えられる。

限定された複数国間で特定分野について合意 (プリー合意) してそれをWTOの一部に位置づける方法があるが、これと多数のFTA及びメガFTAの間で共通的に合意された事項の間の関係を整理できれば、当該分野の世界標準として機能する可能性がある。

日本は、現在検討中の東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)・日中韓FTAをめぐって中国・インドと交流しており、TPPを軸とする国際経済連携ルールのデファクト・スタンダードの形成に寄与し得る立場にある。

5 TPP 発効までのプロセス

協定の発効要件は、①域内GDP¹⁵の85%以上、かつ、②6か国以上、の国内手続きが

¹³ 例えば、2008年9月のリーマン・ショック以降に各国が導入した保護主義的な貿易制限措置を監視する目的で、2009年1月にWTOは金融危機以降に各国が導入した保護主義的な貿易関連措置を報告し、同年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおける首脳要請を受けて、以後、約半年毎に「G20諸国の貿易措置に関する報告書」を公表している。

¹⁴ 全加盟国で構成する紛争解決機関 (DSB) は、申立国の要請があれば、設置しないという合意がない限りパネル (小委員会) を設置して判断する。この判断に異論がある当事国は、更に上級委員会の判断を求めることができる。パネル (又は上級委員会) の報告書はDSBによって勧告 (又は裁定) として採択される。紛争の年平均処理件数は、1945～1994年のGATT時代 (6.7件) に比べて、1995～2015年のWTO時代 (24.8件) は大幅に増加している (いずれも外務省資料)。

¹⁵ 域内GDP構成比 (%) は、第1位米国60.5、第2位日本17.7、第3位カナダ6.6、第4位オーストラリア5.4、第6位メキシコ4.5、第7～12位合計5.3である。

完了することである。米国と日本のいずれかが欠けるとGDP85%基準を満たさず、また、米国・日本が手続きを完了しても、カナダ・オーストラリア・メキシコのいずれか一か国が加入しない限り85%に達しない。

Ⅲ 国際商取引に関係するテーマの所在の例

TPPでは、環太平洋域内に巨大バリュー・チェーンができて人・モノ・カネ・情報が行き交うことになる。協定の多くの規定は国際商取引に影響し、域内経済の活性化に伴う競争激化や企業連携・M&Aが増加することも予想される。次に、筆者が企業の経営管理の視点で、国際商取引への影響が大きいと考える協定の項目¹⁶を、(1)関税撤廃とその実効性確保策、(2)簡易・迅速・公正な国境手続きの整備、(3)経済活力の底上げ（国、企業、社会）、(4)市場と社会の公正性・公平性・透明性の確保、の4分野に分けて列挙する。

1 関税撤廃とその実効性確保策

(1) 内国民待遇及び物品の市場アクセス（第2章）

TPPの主目的である関税撤廃を各国が附属書（譲許表）に従って実施すると共に、その実効性の確保に必要な物品貿易の基本ルールを定める¹⁷。

特に、各国の関心が大きい農業については、輸出補助金・輸出信用保証・輸出国家貿易企業の透明性等・食料安全保障・現代のバイオテクノロジー生産品（遺伝子組換え作物）に

関する情報交換等を規定する。

経済規模が大きいTPPにおいて、関税を含む各種の規制が撤廃・縮減され、ビジネスの活性化が促進される恩恵を最大限に享受できる生産拠点・調達先・販売先を組み合わせるサプライチェーンを構築した企業が競争優位に立つことになる。

(2) 原産地規則（第3章 第A節）

TPP域内では統一の原産地規則が適用され、原産地の認定ではTPP加盟国における付加価値・加工工程を足し上げる「完全累積制度」が採用される。原産品は、基本的に1又は2以上の締約国の領域において「完全に得られ又は生産される産品」、「原産材料のみから完全に生産される産品」、「非原産材料を使用して完全に生産される産品で、品目別規則の要件を満たすもの」のいずれかとされ、それぞれ詳細に定義されている。既存のFTA又はEPAと異なる原産地規則が適用されることになる製品については、現在のサプライチェーンの競争力を再評価する必要がある。

(3) 原産地手続（第3章 第B節）

輸出者・生産者又は輸入者により作成された原産地証明書の取扱い及び記録の保管義務等¹⁸を規定する。

(4) 貿易上の救済（第6章）

締約国は、協定に基づく関税の引下げ・撤廃の結果として原産品の輸入が急増したことにより同種の（又は直接に競合する）産品の国内生産に重大な損害又はそのおそれが生じた場合は、一定の経過期間の間、協定の下での関税譲許を一時的に停止するか、一定水準まで関税を引上げることができる。

¹⁶ なお、繊維及び繊維製品（第4章）、金融サービス（第11章）、電気通信（第13章）が個別に規定されている。

¹⁷ 具体的に、国民待遇、輸出入の制限、再製造品・中古品の制限等の規制、輸入許可手続・輸出許可手続の透明性、行政上の手数料・輸出税等について定める。

¹⁸ 輸入者は輸入日から少なくとも5年間、原産地証明書を保管し、原産地証明書を提供した生産者又は輸出者がその作成日から少なくとも5年間、証明書記載を証する記録を保管する。

ただし、締約国はGATT第6条の規定・ダンピング防止協定・補助金及び相殺関税措置に関する協定に基づく権利・義務を留保する。このため、アンチ・ダンピング措置のサンセットやゼロイングの運用を是正すべきとする要請はWTOにおいて行うことになる。

(5) 貿易の技術的障害 (TBT) (第8章)

締約国が強制規格・任意規格・適合性評価手続を作成する場合は、それが貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や利害関係者に意見提出機会を付与する等の透明性確保措置を定め、恣意的運用を排除する。特定分野については附属書¹⁹で詳細なルールを定めている。

(6) 投資 (第9章)²⁰・サービス貿易 (第10章)

投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護と保障、現地調達や技術移転等の要求の原則禁止、正当な補償を伴わない収用の禁止等を定める。また、投資家と国との間の紛争解決 (ISDS) に関する手続²¹が規定されている。

越境サービスについては、原則として全分野を対象²²とした上で、内国民待遇・最恵国待遇・市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書²³に列挙するネガティブ

リスト方式を採用し、透明性・法的安定性・予見可能性を高めている。

2 簡易・迅速・公正な国境手続きの整備

(1) 税関当局・貿易円滑化 (第5章)

税関手続きにおける予見可能性・一貫性・透明性を確保し、締約国間協力、国際基準への調和、通関迅速化等を定める。具体的に、急送貨物²⁴、迅速通関²⁵、書面による事前教示²⁶、自動化 (単一入口、電子化) 等が規定されている。

(2) 衛生植物検疫 (SPS) 措置 (第7章)

締約国は、WTO衛生植物検疫委員会の指針並びに国際的な基準・指針・勧告を考慮し、検疫の基準や手続きの透明性の向上について定める。締約国が自国の貿易に悪影響を及ぼす恐れがあると認める場合は、当事国との間で技術的協議を開始でき、一定の場合に協定による紛争解決手続きを求めることができる。

(3) ビジネス関係者の一時的な入国 (第12章)

締約国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、許可要件、申請手続の迅速化・透明性向上等を定める。

(4) 電子商取引 (第14章)

締約国に、デジタル・プロダクトの無差別

¹⁹ ①ワイン及び蒸留酒、②情報通信技術産品、③医薬品、④化粧品、⑤医療機器、⑥予め包装された食品及び食品添加物の専有されている製法、⑦有機産品、に関する附属書。

²⁰ 米国・カナダ・ニュージーランドと日本の間ではTPP協定大筋合意時には投資関連協定が存在しないので、TPP協定により初めて日本の投資家保護のための国際法上の枠組みができることになる。

²¹ 投資家と国は、まず、協議・交渉を通じて、その投資紛争を解決するように努める (第9.17条)。国が書面による協議要請を受領した日から6か月以内に投資紛争が解決されなかった場合、投資家は請求を仲裁に付託することができる (第9.18条)。国は仲裁への請求の付託に同意する (第9.19条)。仲裁への付託は、投資家が、違反が発生したことを知った日から3年6か月が経過した場合は、行うことができない (第9.20条)。

²² 協定第10章の規定は、金融サービス、政府調達、政府の権限の行使として提供されるサービス、締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与、航空サービス、については適用されない (第10.2条)。

²³ 協定第10章に附属して、自由職業サービス附属書及び急送便サービス附属書を規定する。

²⁴ 税関に書類を提出後6時間以内に引取り許可。

²⁵ 可能な限り、物品到着後48時間以内に引取り許可。

²⁶ 関税分類・関税評価の基準の適用・原産地認定の可否等に関する書面要請に対して、迅速に、遅くとも150日以内に教示。

待遇、国境を超える情報移転の自由の確保、サーバ等のコンピュータ関連設備の現地化要求の禁止、ソース・コードの移転を要求しないこと等を求めて過剰規制を排除する。一方で、オンライン消費者保護・電子商取引利用者の個人情報保護に関する規律を定める等して、消費者が電子商取引を安心して利用できる環境を整備する。異なる締約国の者との間の電子的送信（コンテンツ含む）には、関税を賦課しない。

3 経済活力の底上げ（国の施策、中小企業、社会基盤）

(1) 協力及び能力開発（第21章）

締約国は、協定の利益の増大を支援するための協力及び能力開発の活動で経済の成長・開発を加速させる目的のものを行い、強化する。TPPで創出されるチャンスを各締約国が活かし、締約国間の貿易・投資の促進・円滑化を支援するための協力及び能力開発、小委員会の設置、締約国間の開発の水準の相違を前提にした資金・現物の提供努力等を定める。これらには民間の関与が重要であるとされる。

(2) 競争力及びビジネスの円滑化（第22章）

締約国が小委員会を設置し、TPPにおける経済の統合・開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援する取組を討議して情報を共有する²⁷。

(3) 開発（第23章）

開発を支援するための福祉の向上、貧困の削減、生活水準向上・雇用機会の創出を目指す開かれた貿易投資環境の促進等の約束を確

認するとともに、女性の能力向上/開発に係る締約国間の共同活動等を定める。

(4) 中小企業（第24章）

各締約国は公にアクセス可能な自国のウェブサイトを開設・維持し、自国で貿易・投資又はビジネスを行うことに関心のある者に有用な情報を提供する。中小企業に関する小委員会を設置して中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定等する。

4 市場と社会の公正性・公平性・透明性の確保

市場や社会の公正性・公平性・公平性を確保するための多岐にわたる規律が設けられている。その中には、競争・消費者・労働・環境等のように、OECD多国籍企業行動指針²⁸及びISO 26000（社会的責任に関する手引き）に掲げる7つの中核主題²⁹と共通する規律が多い。

(1) 政府調達（第15章）

基準額以上の物品・サービスを調達（附属書に掲示）する際の、公開入札原則、入札における内国民待遇・無差別原則、調達の過程の公正性・公平性等を定める。なお、協定発効から3年以内に適用範囲拡大のための交渉を行う。

(2) 競争政策（第16章）

各締約国は、自国の競争法令に違反した者に対し、制裁・是正措置する前に、自己防御のために陳述し、かつ、証拠提出する合理的な機会を与えること等を確保すること、競争当局に対し、違反の疑いについて、当該競争

²⁷ 具体的には、サプライチェーンの発展・強化を促進する方法を探求すること、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援するための活動を行うこと等。

²⁸ OECD国際投資及び多国籍企業に関する宣言（2011年5月25日）の一部を構成する。行動指針は、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税等について勧告している。

²⁹ 組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画

当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与えること、競争当局が審査・捜査において入手する事業上の秘密情報等の保護について定めること等を規定する。

締約国が執行について協力すること(通報、協議及び情報交換を含む)や、当局間で協力に関する取決め・合意を検討すること等が規定されており、国際カルテル等の摘発の活性化が想定される。

第16章は、各締約国が詐欺的又は欺瞞的な商業活動を規制する消費者保護の法律を制定し、締約国間で協力・調整等を行うことについても規定する。

(3) 国有企業及び指定独占企業(第17章)

国有企業・指定独占企業³⁰が物品・サービスを購入・販売する際に、商業的考慮に従って行動し、他の締約国の企業を差別待遇せず、国有企業に非商業的援助(贈与・有利な貸付け等)を行って他の締約国の利益に悪影響を及ぼさないようにすること等を定める。これにより、相手国政府調達市場への参入機会が拡大する。

(4) 知的財産(第18章)

知的財産の種類毎に保護水準・権利行使手続等を詳細に規定し、TRIPS協定より高度又は詳細な保護の規律(WTOプラス)を設けた。民事上・刑事上の権利行使手続・国境措置等についても定める。消尽については各締約国が自国の法制で決定する。知的財産分野には関連する条約が多く、国によっては新規加入が必要になる。

(商標) 視覚認識できることを登録条件にしない。広く認識された商標と同一・類似で

混同のおそれがあるものは、出願拒絶・登録取消・使用禁止の適当な措置を定める。

(国名) 消費者が原産地を誤認する方法で国名を商業利用するのを防ぐ法的手段を確保する。

(地理的表示) 保護・認定の行政手続は過度の負担がないものとし、異議申立手続を定める。

(特許、未開示の試験データ等) 微生物以外の植物を特許対象から除外できるが、植物由来の発明には特許を与える。特許付与の不合理な遅延や、医薬品の販売承認手続の結果生じた有効な特許期間の不合理な短縮がある場合は、補償のための期間調整を行う。新薬のデータ保護期間を定め、生物製剤については最初の販売承認の日から少なくとも8年間データを保護する。

(著作権、関連する権利) 保護期間は、作者の生存期間及び著作者の死後少なくとも70年等とする。技術的保護手段を権限なく故意等により回避等する行為を規制する。故意による商業的規模の著作権・関連権利を侵害する複製及び商標の不正使用を非親告罪とする(著作権等は一定の場合に限定可能)。

(その他の知的財産) 営業秘密や衛星・ケーブル放送用の番組伝送信号を法的に保護する。

(5) 労働(第19章)

ILO宣言³¹の中の権利³²を自国の法律等において採用・維持する。

(6) 環境(第20章)

高い水準の環境保護及び効果的な環境法令の執行の促進等を目的として、環境に関する多数国間の協定についての約束の確認及び更

³⁰ 中央銀行、金融規制機関及び破綻処理機関が行う活動等は適用範囲外とされる。

³¹ International Labour Organization「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」1998年

³² 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止並びに雇用及び職業に関する差別の撤廃

なる協力のためのルール等を規定する。

(7) 透明性及び腐敗行為の防止 (第26章)

透明性について、協定の対象事項に関する法令等の公表や行政・司法の関与等を規定する。腐敗防止について、簿外勘定の設定や架空支出の記載の禁止等を具体的に規定する。

5 協定の実施体制及び運用

規制の整合性 (第25章)、運用及び制度に関する規定 (第27章)、紛争解決 (第28章) について定める。

6 TPPで求められる経営管理

企業には、協定の2大要素である「市場アクセス」と「サプライチェーンのTPP対応の仕組み」のメリットを最大限に享受するために、原材料・部品・製品等の原産性を把握し、それを基礎にして仕入れから製造・販売まで最適のサプライチェーンを構築して維持・管理するのに必要となる次のような仕組みが求められる。

(1) 原産地を把握できる会計

(a) 原産地規則

TPP締約国における「付加価値」「加工工程」を足上げて原産性を判断する「完全累積制度」が採用された。原産地を、調達側と供給側の双方で、品目ごとに確認する。

(b) 管理会計

協定を適用して関税を減免するには、個々の製品の製造原価を正確に把握し、かつ、原材料・部品等を累積した域内原産割合を把握して原産地規則の要件を満たす必要があり、これを計算する管理会計が求められる。必要に応じて、同一企業グループ内で原価計算方法を統一し、外国の子会社等の連結管理を行う。

(2) サプライチェーン・マネジメント

商品が生産されて需要者に届くまでのプロセスは、原材料・部品・完製品の製造、物流、卸し、小売等の多段階に分業されている。従来は、品質・コスト・資金・納期等を主な評価項目として、商品ごとに供給連鎖を一貫管理して発注・生産・在庫等の無理・ムラ・無駄の削減に努めた企業が多いが、協定のメリットを享受するためには、遵法・労働・環境等の項目を含めて取引先の優劣を総合的に評価して取引の可否を判断する。

(3) 証拠保全

日常の取引情報は、対象・保存期間等を定めて保管し、後日、証明の必要や紛争が生じた場合に証拠にする。保管の方法は、例えば、証拠の保全と証拠能力が厳格に求められる米国の民事訴訟におけるディスカバリー（開示手続）に対応できる水準を確保することが考えられる。これを実現すれば、協定に関する行政や訴訟の手続きに対応できよう。

IV おわりに

協定では、21世紀型の国際商取引に係る多くの事項が整理された。協定の批准には、多くの締約国で複数の法令³³の改正を伴うだろう。協定は、研究すべき事項が多いメガFTAである。更に、「環太平洋パートナーシップ参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言」に基づく為替政策の透明性確保等の運用にも注目したい。

多くの高い水準の新施策を採り入れたTPPを一つのモデルとして、今後の国際商取引分野の研究が進展することが期待される。

³³ 日本では、全章概要によれば、物品市場アクセス・原産地規則等、知的財産、TBT (貿易の技術的障害)、競争政策について所管省庁が法改正を検討中である。